二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定について

【二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例とは】

二以上の事業者(いわゆる親子会社)が、一体的な経営を行っている状況にあり、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分が行える等の基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けずに相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができるとした制度です(平成30年4月1日から施行)。

【認定の基準について】

認定を受けようとする場合は、以下の基準に適合する必要があります。

- 1. 二以上の事業者の一体的な経営の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第8条の38の2)
 - 二以上の事業者のいずれか一の事業者(親会社)が、当該二以上の事業者の うち他の全ての事業者(子会社)について、次のいずれかに該当すること。
- (1)子会社の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
 - イ 子会社の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の3分 の2以上に相当する数又は額の株式又は出資を保有していること。
 - ロ 役員又は職員を、子会社の業務を執行する役員として派遣していること。
 - ハ 子会社は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理 していたこと。
- 2. 収集、運搬又は処分等を行う事業者の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3)

親子会社のうち、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、次の(1)から(10)のすべてに適合していること。

- (1)申請事業に関する処理計画において産業廃棄物の処理を行うとされていること。
- (2) 申請事業に係る統括的な管理体制の下で、産業廃棄物の処理を行うことができること。
- (3) 申請事業以外の産業廃棄物の処理を行う場合は、申請事業に関する産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができること。
- (4) 申請事業に関する産業廃棄物の処理を当該親子会社以外の者に委託する場合は、当該親子会社が共同して、受託者と委託契約を締結するとともに受

託者に対し管理票(マニフェスト)を交付することができること。

- (5) 申請事業に関する産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (6) 申請事業に関する産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足り る経理的基礎を有すること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからニまで及び への欠格要件のいずれにも該当しないこと
- (8) 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に 該当しないこと。
- (9) 次に掲げる基準に適合する施設を有すること。
 - イ 収集又は運搬の用に供する施設
 - ・産業廃棄物の飛散、流出や悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、 運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - ・積替施設を有する場合には、産業廃棄物の飛散、流出及び地下への浸 透並びに悪臭の発散がないように必要な措置を講じた施設であること。
 - ロ 処分の用に供する施設
 - ・産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。
 - ・産業廃棄物処理施設にあっては、都道府県知事等の許可を受けたもの であること。
 - ・保管施設を有する場合には、産業廃棄物の飛散、流出及び地下への浸 透並びに悪臭の発散がないよう必要な措置を講じた施設であること。
 - (10) その他環境大臣が定める基準に適合していること。

【申請方法】

(1) 申請先

申請先は、申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事になります。ただし、産業廃棄物の収集、運搬又は処分が政令市の区域内で行われる場合、申請先は当該政令市の長となります(神奈川県では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市)。

また、当該地域が二以上の都道府県等にまたがる場合は、それぞれの都道府県知事等に申請する必要があります。

(神奈川県の申請先)

環境農政局環境部資源循環推進課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁新庁舎4階)

TEL (045) 210-1111 内線 4161~4165

(2) 申請手続

認定申請をする場合は、親会社と子会社が共同で申請書等を提出する必要

があります。なお、申請を検討されている場合は、事前に上記までご相談く ださい。

※手続きの流れ

- ①事前相談(要予約)
- * ②申請書等の作成
- 3 ・ ③申請書等の提出(要予約)
- ④申請書等の審査
- ⑤認定の可否

 \downarrow

⑥認定証の交付

(3) 申請手数料

- ・認定申請手数料:147,000円(1件当たり) また、認定を受けた後に次のような変更を行う場合は、認定内容の変更申 請が必要となります。
- ・変更申請手数料:134,000円(1件当たり)
 - ①議決権保有割合に関する事項
 - ②一体的処理の実施体制に関する事項
 - ③当該申請に係る処理を行う産業廃棄物の種類
 - ④当該申請に係る処理の範囲
 - ⑤当該申請に係る産業廃棄物の処理を行う区域 等

(4) その他

- ・上記(3)に該当しない軽微な変更をしたときや、認定に係る処理の全 部又は一部を廃止したときは、届出を行う必要があります。
- ・毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認 定に係る産業廃棄物の処理に関して、報告書を提出する必要があります。
- ・その他、帳簿の記載、保存とともに、収集運搬車両への認定番号の表示 及び認定証の備え付けを行う必要があります。